現

行

改正案

(目的)

含む。以下同じ。)の開設の根本的基準を定めることを目的とす放送局、衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を第一条 この規則は、基幹放送局(地上基幹放送試験局、衛星基幹

(用語の意義)

る。

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおり

とする。

- とする放送をいう。 二 「国内放送」とは、日本国内において受信されることを目的

三削除

- る放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のも四 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とす
- 事業を行う者をいう。)により外国において受信されることを五 「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送

0

をいう。

(目的)

目的とするものを除く。) を含む。以下同じ。) の開設の根本的衛星局及び放送を行う実用化試験局 (電気通信業務を行うことを第一条 この規則は、放送局 (放送試験局、放送衛星局、放送試験

(用語の意義)

基準を定めることを目的とする。

第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおり

とする。

- 二 「国内放送」とは、日本国内において受信されることを目的関する基本的方針をいう。 「放送局の開設の根本的基準」とは、放送局の開設の免許に
- とする放送であつて、受託国内放送以外のものをいう。 二 「国内放送」とは、日本国内において受信されることを目的
- 無線局により行われるものをいう。送であつて、人工衛星の無線局又は移動受信用地上放送をする国内において受信されることを目的としてそのまま送信する放三 一受託国内放送」とは、他人の委託により、その放送番組を
- のをいう。 る放送であつて、中継国際放送及び受託協会国際放送以外のも四 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とす
- 事業を行う者をいう。)の委託により、その放送番組を外国に 五 「中継国際放送」とは、外国放送事業者(外国において放送)

目的として国内 の放送局を用いて行われる放送をいう。

六 いう。 送局を用いて行われるものに限る。 放送局又は外国の放送局を用いて行われる放送 協会国際衛星放送」 により外国において受信されることを目的として基幹 とは、 日本放送協会(以下「協会」と をいう。 (人工衛星の放

七 目的とする放送をいう。 「内外放送」とは、 国内及び外国において受信されることを

七

八 基幹放送をいう。 衛星基幹放送. とは、 人工衛星の放送局を用いて行われる

九 衛星基幹放送以外のものをいう。 信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて、 動するものに設置して使用し、 「移動受信用地上基幹放送」とは、 又は携帯して使用するための受 自動車その他の陸上を移

十 び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう。 地上基幹放送」とは、 基幹放送であ って 衛星基幹放送及

テレビジョン放送、データ放送、 テレビジョン音声多重放送、 音声多重放送、超短波文字多重放送、 に用いる無線局をいう。 「放送の種類」とは、 特定地上基幹放送局」 データ多重放送、 中波放送、 とは、 テレビジョン文字多重放送、テレ マルチメディア放送、 自己の地上基幹放送の業務 超短波データ多重放送、 短波放送、 超短波放送、 超短波

ビジョン

ファクシミリ放送等の種別をいう

う。 おいて受信されることを目的としてそのまま送信する放送を

いう。 ることを目的としてそのまま送信する放送であつて の無線局により行われるものをいう。 「受託協会国際放送」)の委託により、 とは、 その放送番組を外国において受信され 日本放送協会 (以 下 「協会」 人工衛星 لح

いう。 信する放送であつて、 国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送 「受託内外放送」とは、 人工衛星の無線局により行われるもの 他人の委託により、 その放送番 組を

八 備により受信されることを目的とする放送であつて \mathcal{O} るものに設置して使用し、 無線局 |移動受信用地上放送」とは、自動車その他の陸上を移動 以外の無線局により行われるものをいう。 又は携帯して使用するため の受信設 工衛星 す

九 ジ 声多重放送、超短波文字多重放送、 レビジョン音声多重放送、 ョン・データ多重放送、 ビジョン放送、 「放送の種類」とは、 データ放送、 中波放送、 テレビジョン文字多重放送、テレ ファクシミリ放送等の種別をいう。 マルチメディア放送、 超短波データ多重放送、 短波放送、 超短波放送、 超短波音 テ ピ

び配列をいう。 十三 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及

十五 「放送区域」とは、一の基幹放送局(人工衛星に開設する は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。 は、次に掲げる区域をいう。

(1) 中波放送を行う基幹放送局

において総務大臣が告示する値以上である区域基幹放送局の電界強度が、次の表に掲げる電界強度の範囲

○・二五以上 二未満	低雑音区域
二以上 一〇未満	中雑音区域
一〇以上 五〇以下	高雑音区域
電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル	区域

(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送

配列をいう。
一「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び

ボルト以上の区域をいう。 地上波電界強度(以下「電界強度」という。)が毎メートル五-一 「ブランケット・エリア」とは、中波放送を行う放送局の

放送、 タ多重放送を行う放送局については、 多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・デー 超短波音声多重放送、 送に係る区域であつて、 衛星補助 及び衛星補助放送 員会規則第十四号) 「放送区域」とは、一の放送局(人工衛星に開設するも マルチメディア放送 放送をいう。 (電波法施行規則 第二条第 超短波文字多重放送、 以下同じ。 中波放送、 (移動受信用地上放送に限る。 項第二十八号の十八に規定する 超短波放送、 を行うものを除く。 次に掲げる区域をいう。 (昭和二十五年電波監 テレビジョン音 テレビジョ の放 理委

(1) 中波放送を行う放送局

いて総務大臣が告示する値以上である区域放送局の電界強度が、次の表に掲げる電界強度の範囲にお

〇・二五以上 二未満	低雑音区域
二以上 一〇未満	中雑音区域
一〇以上 五〇以下	高雑音区域
)	
電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル	区域

(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送

を行う基幹放送局

(一) デジタル放送を行わないもの

で成電界強度の範囲において総務大臣が告示する値以上であるものとする。 (二) において同じ。) が、次の表に掲げる基幹放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおける

巨垣

〇·二五以上 一未満	低雑音区域
一以上 三未満	中雑音区域
三以上 一〇以下	高雑音区域
)	
電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル	区域

(二) デジタル放送を行うもの

基幹放送局の電界強度が、一セグメント当たり毎メート

ル〇・七一ミリボルト以上である区域

テレビジョン放送又はテレビジョン文字多重放送を行う基

幹放送局

(3)

- (一) デジタル放送を行わないもの
-) 九○MHzから二二二 W までの周波数の電波を使用するも

が告示する値以上である区域。)が、次の表に掲げる電界強度の範囲において総務大臣同期信号波形の尖頭値によるものとする。イにおいて同じ基幹放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおける

区域

|電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル

を行う放送局

(一) デジタル放送を行わないもの

強度の範囲において総務大臣が告示する値以上である区域とする。(二)において同じ。)が、次の表に掲げる電界放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおけるもの

区域	電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル
高雑音区域	三以上 一〇以下
中雑音区域	一以上 三未満
低雑音区域	○·二五以上 一未満

(二) デジタル放送を行うもの

放送局の電界強度が、一セグメント当たり毎メートル〇

・七一ミリボルト以上である区域

---テレビジョン放送又はテレビジョン文字多重放送を行う<u>放</u>

送局

(3)

(一) デジタル放送を行わないもの

ア 九〇 畑から二二一 畑までの周波数の電波を使用するも

が、次の表に掲げる電界強度の範囲において総務大臣が告信号波形の尖頭値によるものとする。イにおいて同じ。)

放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおける同期

示する値以上である区域

区域電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル

)
高雑音区域	一〇以上 二五以下
中雑音区域	三以上 一〇未満
低雑音区域	○・五以上 三未満

1 四七〇m から七七〇 凪 までの周波数の電波を使用する

上である区域 基幹放送局の電界強度が、 毎メートル三ミリボルト以

するもの 一一・七品から一二・二品 までの周波数の電波を使用

、毎平方メートル○・○三マイクロワット以上である区 における同期信号波形の尖頭値によるものとする。)が 基幹放送局の電力束密度(送信空中線を見通せる高さ

デジタル放送を行うもの

のとする。)が、毎メートルーミリボルト以上である区域 基幹放送局の電界強度(地上十メートルの高さにおけるも

(4)マルチメディア放送(移動受信用地上基幹放送に限る。)

を行う基幹放送局

(一) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関す に規定する放送を行うもの る送信の標準方式 「デジタル放送の標準方式」という。)第三章の二第 (平成十五年総務省令第二十六号。以下 一節

ものとする。 基幹放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおける (二) において同じ。) が、 毎メートルへ(

)	
高雑音区域] (〇以上 二五以下
中雑音区域		三以上 一〇未満
低雑音区域	0	· 五以上 三未満

1 四七〇 MHz から七七○ Ⅲ までの周波数の電波を使用する

放送局の電界強度が、毎メートル三ミリボルト以上であ

ウ するもの 一一・七 邸 から一二・二 邸 までの周波数の電波を使用

平方メートル○・○三マイクロワット以上である区域 ける同期信号波形の尖頭値によるものとする。)が、毎 放送局の電力束密度(送信空中線を見通せる高さにお

(二) デジタル放送を行うもの

とする。)が、毎メートルーミリボルト以上である区域 放送局の電界強度 (地上十メートルの高さにおけるも

マルチメディア放送 (移動受信用地上放送に限る。)を行

う放送局

(4)

 $\overline{}$ に規定する放送を行うもの る送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下 「デジタル放送の標準方式」という。)第三章の二第一節 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関

とする。 放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおけるもの (二) において同じ。) が、 毎メートルへ(

式のOFDMフレームの数とする。) 数とし、mは同項のOFDMフレームに含まれる一セグメント形フレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの「ルはデジタル放送の標準方式第二十二条の五第二項のOFDM(1.12)2×n+(0.32)2×m)ミリボルト以上である区域

る放送を行うもの(二) デジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定す

の使用する周波数帯幅(単位MHz)とする。) (B/5.55)ミリボルト以上である区域(Bは、基幹放送局基幹放送局の電界強度が、毎メートル1.26×100.5×10g

放送を行う基幹放送局 - 放送を行う基幹放送局 - アレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重

もの (一) 九〇凪から二二二 囮までの周波数の電波を使用する

区域電界強度の範囲において総務大臣が告示する値以上であるものとする。(二)において同じ。)が、次の表に掲げる基幹放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおける

区域	電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル
)
高雑音区域	五以上 一二・五以下
中雑音区域	一・五以上 五未満
低雑音区域	○・二五以上 一・五未満

(二) 四七○凪から七七○凪までの周波数の電波を使用す

1.12)2×n+(0.32)2×m)ミリボルト以上である区域(n)に12)2×n+(0.32)2×m)ミリボルト以上である区域(n)に12)2×n+(0.32)2×m)ミリボルト以上である区域(n)

る放送を行うもの二)がジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定す

周波数帯幅(単位MHz)とする。) 5.55)ミリボルト以上である区域(Bは、放送局の使用する放送局の電界強度が、毎メートル1.26×100.5×1og(B/

放送を行う放送局 | 放送を行う放送局 | 次送を行う放送局

もの(一) 九○凪から二二二凪までの周波数の電波を使用する

強度の範囲において総務大臣が告示する値以上である区域とする。(二)において同じ。)が、次の表に掲げる電界放送局の電界強度(地上四メートルの高さにおけるもの

77.1	見食を) 5目(丘丘・ミノ、チ・・
区域	電界強度の範囲(単位ミリボルト毎メートル
)
高雑音区域	五以上 一二・五以下
中雑音区域	一・五以上 五未満
低雑音区域	○・二五以上 一·五未満

(二) 四七○ LL から七七○ LL までの周波数の電波を使用す

るもの

以上である区域基幹放送局の電界強度が、毎メートル一・五ミリボルト

用するもの (三) 一一・七 団から一二・二 団までの周波数の電波を使

クロワット以上である区域おけるものとする。)が、毎平方メートル〇・〇〇三マイおけるものとする。)が、毎平方メートル〇・〇〇三マイ基幹放送局の電力束密度(送信空中線を見通せる高さに

(国内放送を行う基幹放送局)

第三条 送普及計画に 項第四号ハの規定により、 めに適切であることに適合しなければならない 送の業務を行おうとする者が 送局の場合にあつては、 送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては あつては、 放送局は、 (平成 国内放送 |十五年法律第百三十二号) 第一号及び第二号)の条件を満たすほか、 次の各号(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に 適合することその他 (地上基幹放送に限る。 当該地上基幹放送局を用い 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放 同一 放送の普及及び健全な発達のた |項第五号の規定により、 第九十一条第 以下同じ。 電波法第七条第一)を行う基幹 当該基幹放 項の基幹放 地上基幹放

-)が確実にその事業の計画を実施することができること。一 その局の免許を受けようとする者(以下「申請者」という。
- であると認められるものであること。 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実

二削除

るもの

である区域がある区域の電界強度が、毎メートル一・五ミリボルト以上

用するもの (三) 一一・七 咄 から一二・二 咄 までの周波数の電波を使

ワット以上である区域るものとする。)が、毎平方メートル○・○○三マイクロ放送局の電力東密度(送信空中線を見通せる高さにおけ

(国内放送を行う放送局)

は、第一号及び第二号)の条件を満たすものでなければならない策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行う放送局にあって第三条 第三条 国内放送を行う放送局は、次の各号(受信障害対

- その局の免許を受けようとする者(以下「申請者」という。
- が確実にその事業の計画を実施することができること。
- であると認められるものであること。 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実

三 削除

兀

- するものでなければならない。四での局の放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合
- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 2 政治的に公平であること。
- (3) 報道は、事実をまげないですること。
- (5) テレビジョン放送を行う放送局(放送大学学園法(平成十万) テレビジョン放送を行う放送局(協会が開設するものに という。)が開設するものを除く。)又は中波放 送者しくは超短波放送を行う放送局(協会が開設するものに 限る。)であるときは、特別な事業計画によるものを除き、 下「学園」という。)が開設するものを除く。)又は中波放 が保たれているものであること。
- 的とするもの。以下同じ。)の放送の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目送番組をいう。以下同じ。)又は教養番組(教育番組以外)
- (二) 報道を目的として行う放送
- (三) 娯楽を目的として行う放送
- は、次に掲げるところに合致するものであること。 (6) 教育的効果を目的とする放送を専ら行う放送局であるとき
- 二十八号の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。)和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第(一) 一週間の放送時間(補完放送(電波法施行規則(昭

るものであること。 行うときは、 組の放送時間が一○○パーセントに満たないものであると 以上を占めるものであること。この場合において、 の放送の放送番組の放送時間を除く。 であつて、 つて占められるものであること。また、 テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を において、 その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によ テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のもの 教育番組又は教養番組をできる限り多く設け 教育番組の放送時間がその五○パーセント (一) において同じ 補完放送であつて 教育番

めに適切なものであること。 分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすた(二) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の

ないものであること。
「(一)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量及び配列が(一)に規定する放送の実施に支

ころに合致するものであること。 学園の放送局であるときは、⑥にかかわらず次に掲げると

(一) 一週間の放送時間において、そのすべてが学園が設 「という。」及び放送大学に関する告知放送によつて占め 」という。)及び放送大学」という。)の教育課程に定 置する大学(以下「放送大学」という。)の教育課程に定

(二) (一) の場合において、授業放送以外の放送を行う

- のであること。ときは、その分量及び配列が授業放送に支障を与えないも
- 窓 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三条の五の規 という。)を専ら行う放送局であるときは、その放送 放送」という。)を専ら行う放送局であるときは、その放送 でによる臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的 にとっている。
- (9) テレビジョン放送を行う放送局は、静止し、又は移動する 事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見 ることができる放送番組をできる放送番組及び音声その他の こと。 こと。
- (10) 申請者(学園及び放送を行うものであること。 「行う放送局の免許を受けようとする者を除く。」(2)において同 で。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた が送るの免許を受けようとする者を除く。」(2)において同

に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでなる。 において、当該番組が学校向けのものであること。この場合るものであること。 るものであること。 るものであること。 るものであること。 この場合の定める教育課程の基準に準拠するものであること。 この場合のであるときは、その内において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内のであるときは、その内のであるとと。 この場合のであること。 この場合のであること。 この場合のであること。 この場合のであるととは、その内のであること。 この場合のというにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公

(6) その司を開設することでより一の放送司の放送区域内でお会規則第十号)別表第一号(注)十六の外国語放送をいう。会規則第十号)別表第一号(注)十六の外国語放送をいう。とに資するものであること。とに資するものであること。とに資するものであること。とに資するものであること。

いこと。

(16)送の放送番組の放送時間を除く。 ることとなる場合に、 局については、この限りでない。 音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放 番組と一日の放送時間 いて又は放送区域の大部分を共通にして二以上の放送局があ のものとなつてはならないこと。 その局を開設することにより その局の放送番組が他の放送局の放送 (補完放送であつて、 の放送局の放送区域内にお ただし の三分の 次に掲げる放送 超短波放送の主 以上完全に同

(二) 同一周波数による放送局(一) 放送の種類を異にする放送局

(三) 放送試験局

る放送局業績等を参酌し、公益上特に開設の必要があると認められ、地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の、地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の(四)総務大臣が放送番組及び受信機の状況等によりその

限りでない。

重放送(衛星系によるものを除く。)を行う放送局は、この目放送を行うものであること。ただし、テレビジョン音声多いが、その局(放送試験局及び放送試験衛星局を除く。)は、毎

(18)ては、 的な需要にこたえるためのコミュニティ放送を行う放送局に 重畳して多重放送を行う放送局を含む。 つて季節的に利用されるものの整備された区域における季節 エーション、 放送をいう。 理委員会規則第十号)別表第一号(注) コミュニティ放送 (17)にかかわらず、できる限り毎日 以下同じ。 教養文化活動等の活動に資するための施設であ (放送法施行規則 を行う放送局 (昭和二十五年電波監 十五のコミュニティ 以下同じ。 (スポーツ、 (当該放送の電波に レクリ にあ

即 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることであること。であること。申請者(学園を除く。)は、災害に関する放送を行うもの

できる限り毎日)

つては、

当該需要にこたえるために必要な期間内において

放送を行うものであること。

となる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するも

のでないこと

12

- であること。 規定する目的を能率的かつ経済的に遂行するために必要なもの五 その局が協会の基幹放送局であるときは、放送法第十五条に
- 満たすものでなければならない。
 つては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、次の条件をときは、前各号(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあた。その局が地上基幹放送試験局又は衛星基幹放送試験局である
- の受信の進歩発達に必要なものであること。 つ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びそ1 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、か
- ② 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- ければならない。

 であることに適合することは、過去の実績をもつても証明されな
 画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切
 2 再免許については、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計

- | 占となるものでないこと。 | ものについては、その利用の度合において一部の利用者の独しのについては、その利用の度合において一部の利用に供する
- こと。
 る目的を能率的かつ経済的に遂行するために必要なものである五。その局が協会の放送局であるときは、放送法第七条に規定す
- 、次の条件を満たすものでなければならない。
 う放送局にあっては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか号(受信障害対策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行六 その局が放送試験局又は放送試験衛星局であるときは、前各
- の受信の進歩発達に必要なものであること。 つ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びそ11 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、か
- ② 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- めに必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を3) 放送番組は、その局の目的とする試験、研究又は調査のた
- 、過去の実績をもつても証明されなければならない。2 再免許については、前項第四号及び第六号(3)に適合することは

含むものでないこと。

(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局)

、同項第四号(1)及び(2)の条件を満たすものでなければならない。星基幹放送を行う基幹放送局が衛星基幹放送試験局であるときは放送局は、前条第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、衛第三条の二 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹

(国際放送を行う基幹放送局)

放送の受信が困難な区域において当該放送の受信の改善を図る上を満たすほか、同一人に属する人工衛星に開設する放送局による4 衛星補助放送を行う放送局は、第一項第一号及び第二号の条件

(受託国内放送を行う放送局)

で必要なものでなければならない。

。 は、同項第六号(1)及び(2)の条件を満たすものでなければならない第二号の条件を満たすほか、その局が放送試験衛星局であるとき第三条の二 受託国内放送を行う放送局は、前条第一項第一号及び

|国際放送を行う放送局|

なければならない。 第四条 国際放送を行う放送局は、次の各号の条件を満たすもので

であること。

組の編集及び放送を行うものであること。放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従つて放送番申請者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた

ければならない。であることに適合することは、過去の実績をもつても証明されな画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切2 再免許については、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計2

(中継国際放送を行う基幹放送局)

満たすものでなければならない。

受信改善を図る上で必要であること。

一 その局により中継国際放送を行うことが我が国の国際放送の

確実に実施することができるものであること。 一 中継国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを

(協会国際衛星放送等を行う基幹放送局)

らない。 第三条第一項第一号及び第二号の条件を満たすものでなければな第四条の三 協会国際衛星放送又は内外放送を行う基幹放送局は、

(基幹放送局の設置場所等)

の安全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない第五条 基幹放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産

三 申請者は、審議機関を設置するものであること。

に実施することができるものであること。 四 国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを確実

ることは、過去の実績をもつても証明されなければならない。2 再免許については、前項第一号から第三号までの各号に適合す

(中継国際放送を行う放送局)

第四条の二 中継国際放送を行う放送局は、次の各号の条件を満た

すものでなければならない。

受信改善を図る上で必要であること。
一 その局により中継国際放送を行うことが我が国の国際放送の

確実に実施することができるものであること。 一 中継国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これ

受託協会国際放送等を行う放送局)

らない。 第三条第一項第一号及び第二号の条件を満たすものでなければな第四条の三 受託協会国際放送又は受託内外放送を行う放送局は、

(放送局の設置場所等)

全に支障を与えない場所に設置するものでなければならない。第五条 放送局の空中線装置は、航空の安全その他生命、財産の安

第六条 ならな 放送局 送局のブランケツト・ なければ 放送の受信 中 中 の放送区域内の な 範囲 ならない。 線 波 の設置場 放 を最大に との混信を避けるために適切な場所となるようにし 送を行う基幹放送 この場合にお 所 がその エリア内の 世帯数の〇 Ļ カュ つ、 放送をしようとする地 局 いて、 世帯数は、 を開設しようとする者は、 人口密度の高 ー パ | 開設, ・セント以下でなけ 指針としてその ようとする基幹放 1 地帯における他 域における受 基幹 その れ ば

2 場 場合には、 \mathcal{O} がは、 置場所に近接した所であること。 悪影響を及ぼさない限度におい 中波放送を行う基幹放送局 開設しようとする基幹放送局 なるべく他の中波放送を行う基幹 送信空中線の相 互. 間 の放送区域の全部 の放送区域の全部又は大部 \mathcal{O} て、 電磁的結合等により放送の その :放送局の送信空中 局の送信 又は大部 空中線 分となる 分が \mathcal{O} 受信 設置 線 他 \mathcal{O} 2

3 0 福祉 総務大臣 又はそ \mathcal{O} に反することの 項後段の 軽減について適当な考慮を払うものとする。 は、 0) 規定に適合することが実情にそわ 他 免許 0) 正当な苦情 人に対し当該放送の受信に対する妨害を除 証拠が提出されたときは、 を 処 理するため 0 措置 総務 ない この場合に 大臣 か又は を求めるこ は 公共 当

第 字多重放送又はテ 波文字多重 短波 放送、 放送、 テ テレ ピ ジ ビジ ビジ 彐 日 日 デ ン放送、 音声多重放送、 タ多重放送を行う基幹放 超短波 音声多重放送、 テレ ビジ 彐 ン文 送 超 局

> 第六条 空中線 ランケツト・ 送の受信 能な範囲 ればならない。 域内の世帯数の○・ \mathcal{O} 中 ;設置場 を最大に との混信を避けるために適切な場 波放送を行う放送局 エリア内 この場 所がその かつ、 一パーセント以下でなければならない。 0 合において、 世帯数は、 放送をしようとす を開 人口密度の 設 開設しようとする 指針としてその放送局の しようとする者 高い地震 る地 所となるように 帯における他 域 における受信 は、 放送局 その L なけ 放 送 0 \mathcal{O} 放

接した所であること。 なるべく他の中 を及ぼさない限度にお 波放送を行う放送局の放送区域の全部 送信空中線 開設しようとする放送局 の相互間 波放送を行う 7 の電磁的結合等により放送の受信に悪 て、 の放送区 その局の送信空中線の 放送局の送信空中線の設置場 域の全部 又は大部 又は大部分が 分となる場 設置場 所に 一合には 所 他 は \mathcal{O} 近

3 とが 該条件の軽減について適当な考慮を払うものとする。 去 の福祉に反することの 第 できる 総務大臣 一項 又はそ 後段の は、 0 規定に適合することが実情にそわ 他 免許 0 Ē 当な苦情を処 人に対し当該放送の受信 証拠が提出されたときは、 理するため 0 に対する妨害を除 ない 措 総務 置 この場合に 大臣 を求め か 又は は るこ 公共 当

第七条 字多重放送又はテ 短波 文字多重放送、 超 短 波 放送、 テレ ピ ジ レ ビジ ビジョン放送、 彐 ヨン音声 タ多重放送を行う放送局 多重放送、 超短波音声多重放送、 テレ ビジョ 文

一 開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。(人工衛星に開設するものを除く。)を開設しようとする者は、

二・二品までの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、 ら一二・二品までの周波数の電波を使用するテレ テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限る ビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局 に行われるため必要な電界強度又は電力束密度 ビジョン音声多重放送、 [場所に近接することとなる場合のものを除く。) 並びに高さ 置場所 テレビジョン音声多重放送、 びに実効輻射電力又は等価等方輻射電力(一一・七)を生ずるものであること。 その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効 設しようとする基幹放送局 (次号の規定により他の テレビジョン文字多重放送又はテレ テレビジョン文字多重放送又は の送信空中線 基幹放送局の送信空中線の の場合に限 の型式及び構成 一·七 ビジョン GHz から る。 放 GHz 送 か テ

ようとする基幹放送局 大部分と共通となる場合には、 局 くする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他 0 多重放送を行うものに限る。 重放送、 又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区 局を開設することによりその局又はこれと放送の 開設しようとする基幹放送局 MHz 設置場 からニニニ テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン 所に近接したものであること。 MHz までのもの又は四七〇 (テレビジョン放送、テレビジョン音声 当該他の基幹放送局の送信空中 の送信空中線の の 使用する電波の MHz ただし、 から七七〇 設置 域 当該開)周波数 の全部又は 場 \mathcal{O} 種類を同じ 派所は、 基幹放送 MHz ・デー 設し まで が そ

として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。工衛星に開設するものを除く。)を開設しようとする者は、指針

二・二品までの周波数の電波を使用するテレ 二・二品までの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テ 場所 ずるものであること。 ビジョン・データ多重放送を行う放送局の場合に限る。)を生 われるため必要な電界強度又は電力束密度 その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行 ビジョン・データ多重放送を行う放送局の場合に限る。 効輻ふく射電力又は等価等方輻ふく射電力 レビジョン音声多重放送、 レビジョン音声多重放送、 近接することとなる場合のものを除く。) 開設しようとする放送局の送信空中線の型式及び構成 (次号の規定により他の放送局の送信空中線の設置場 テレビジョン文字多重放送又はテレ テレビジョン文字多重放送又はテレ 並びに高さ並びに実 (一一・七 畑から ビジョン放送、 七 GHz) は、 から一 設置 所

字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行うも レビジョン放送、 たものであること。 設しようとする放送局 る他の放送局の放送区域がそれぞれ当該他 を開設することによりその局又はこれと放送 る場合には、当該他の放送局の送信空中線の設置場所に近 の又は四 開設しようとする放送局の送信空中線の設置場 0 使用する電波 七〇 MHz テレビジョン音声多重放送、 から七七〇 ただし、 の放送区域の全部又は大部分と共通とな 0 周波数が九〇 当該開設しようとする放送局 MHz までのものである場合に当該 MHz からニニニ の放送局又は当該開 0 テレ 種類を同 所 は、 ビジョ MHz その じくす での 接 局

電波の能率的な使用上適当でないときは、この限りでない。 局の送信空中線の設置場所が互いに近接したものであることがら二二二 囮までのものである場合において、これらの基幹放送数がそれぞれ四七〇 囮から七七〇 囮までのもの又は九〇 囮かのものである場合に当該他の基幹放送局の使用する電波の周波のものである場合に当該他の基幹放送局の使用する電波の周波

(既設局等への妨害排除)

のに限る。)に支障を与えないものでなければならない。用又は電波の監視(総務大臣がその公示する場所において行うもは法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備の運まり既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)若しく第八条 開設しようとする基幹放送局は、その局を開設することに

(基幹放送の普及)

送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。 条までに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放第九条 開設しようとする基幹放送局は、第三条及び第六条から前

(優先順位)

の自由享有基準に関する省令(平成二十三年総務省令第◇◇◇号第十条 第三条から前条までの各条項 基幹放送の業務に係る表現

の軽減について適当な考慮を払うものとする。に反することの証拠が提出されたときは、総務大臣は、当該条件前項の条件に適合することが実情にそわないか又は公共の福祉

(既設局等への妨害排除)

(放送の普及)

公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。でに規定する条件を満たすほか、その局を開設することが放送の第九条 開設しようとする放送局は、第三条及び第六条から前条ま

(優先順位)

有基準(平成二十年総務省令第二十九号)及び放送局に係る表現第十条第三条から前条までの各条項(放送局に係る表現の自由享

の福祉に寄与するものが優先するものとする。が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共同じ。)に適合する基幹放送局に割り当てることのできる周波数三年総務省令第◇◇◇号)の各条項を含む。以下この条において三年総務省令第◇◇号)の各条項を含む。以下この条において三年総務省会第会会員の各条項を含む。以下この条において三年総務省会第の会員のである。

2 地上基幹放送に係る優先順位を決定するに当たつては、特定地とみなして、前項の規定を適用する。

最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。
る周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見ての条において同じ。)に適合する放送局に割り当てることのできる省令(平成二十年総務省令第三十号)の各条項を含む。以下この自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定め